

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月30日

新庄市監査委員 須田 泰博

新庄市監査委員 小野 周一

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等（財政援助団体）監査
- 2 監査の対象 公益社団法人 新庄・最上地域シルバー人材センター
令和6年度の財務に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和7年6月2日から令和7年6月25日まで
- 4 監査の方法
 監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。
- 5 監査の結果
 市補助金対象事業について監査した結果、予算の執行状況及び付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。